

# 議案第26号 三田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例の制定について

## 1 制定の趣旨

国として令和8年度より「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を行うにあたり、令和7年11月13日付けで公布された「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」に基づき、本市として給付事業の運営に関する基準となる条例を制定するもの。

市は、この基準に基づき、特定乳児等通園支援事業者（給付費の支給に係る事業を行う者）としての確認を行う。

## 2 条例に規定する主な内容

### (1) 総則【第1章 第1条～第2条】

趣旨（第1条）、一般原則（第2条）を定める。

### (2) 利用定員に関する基準【第2章 第1節 第3条】

特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員及び1月当たりの利用定員を定める。

### (3) 運営に関する基準【第2章 第2節 第4条～第32条】

第4条（面談）、第5条（正当な理由のない提供拒否の禁止）、第6条（あつせん及び要請に対する協力）、第7条（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）、第8条（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）、第9条（心身の状況等の把握）、第10条（特定教育・保育施設との連携）、第12条（支払）、第14条（特定乳児等通園支援の取扱方針）、第16条（相談及び援助）、第19条（運営規定）、第20条（勤務体制の確保等）、第24条（虐待等の禁止）、第28条（苦情解決）、第30条（事故発生の防止及び発生時の対応）などを定める。

### (4) 雑則【第3章 第33条】

書面で行うことが規定または想定されているものは、電磁的記録により行うことができることを定める。

## 3 施行期日

令和8年4月1日